

ヘルプマークと

ヘルプカードのご紹介

ヘルプマークとは？

東京都発の「ヘルプマーク」が全国へ普及しています。「ヘルプマーク」は義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見ではわからない方のために作られました。マークを身につけた方には公共交通機関で席を譲ったり、駅や商業施設で声をかけた時、災害時に安全に避難するための支援をお願いします。

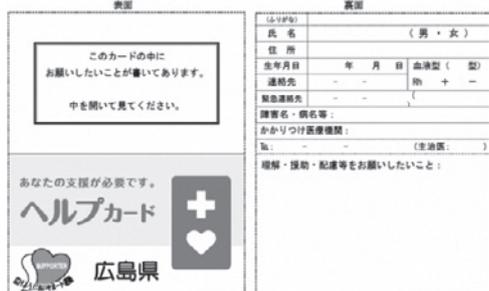
○ヘルプマーク



ヘルプカードとは？

困ったことが起きて、周囲に援助を求めても、なかなか上手く伝わらないことがあります。自分のこ

○ヘルプカード



広島県ホームページ
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

とを知ってもらうのは難しいものです。「ヘルプカード」は、そういったコミュニケーションの問題を緩和します。手のひらに収まる可愛いサイズで、印字された項目に記入しておくだけで誰にも伝わる素敵な名刺になります。今月から県ホームページでも公開され、ダウンロード（入手）が可能になりました。トップページの検索バーに「ヘルプカード」と打ち込んでください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」 年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は

社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税および市県民税の社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、申告の際に支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

控除証明書は11月上旬に送付

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）」を日本年金機構が11月上旬に発送します。

また、10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方は、平成30年2月上旬に控除証明書が発送されます。

年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

家族の国民年金保険料も

控除対象

生計が同一の家族の国民年金保険料を納付した場合も、その全額が納付した方の所得税などの控除対象となります。このような場合は、年末調整や確定申告の手続きの際に控除証明書を添付してください。

平成28年度控除証明書（イメージ）※様式は変更する場合があります。

